契　約　書（案）

契　約　書（案）

（長期継続契約）

福岡県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）を発注者、　　（以下「乙」という。）を受注者とし、公用車リース契約に関し基本事項を定めるため、下記契約項目及び後記契約条項のとおり契約を締結する。

記

１　契 約 件 名　　公用車リース契約

２　契 約 物 件　　自動車（ハイブリット車・ミニバン）　１台

３　契 約 内 容　　別表のとおり

４　納 入 場 所　　福岡県国民健康保険団体連合会（国保会館立体駐車場）
　　福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

５　リース期間　　車両搬入日から 60 ヶ月

６　契 約 金 額　　車両リース料　月額　　円
　　（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

７　契約保証金　　免除

８　支 払 期 限　　車両使用月の翌月末支払

上記の委託業務について、発注者甲と受注者乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、この契約書の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本契約書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
　　福岡県国民健康保険団体連合会
　　理 事 長　　武 末　茂 喜

乙

契約条項（案）

（リース自動車）

第１条　甲は、別表記載のリース自動車（以下「自動車」という。）を乙から借り受ける。

（リース期間）

第２条　リース期間は、契約項目５記載の期間とする。

（リース料および支払方法）

第３条　自動車のリース料は、契約項目６記載の額とする。ただし、リース期間に１ヶ月未満の端数が生じたときは、その月の車両リース料は、契約金額をその月の日割り計算によって算定する。（１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）

２　甲は、乙の請求により、リース料を毎月、契約項目８記載の支払期限までに、乙が指定する金融機関の口座に振り込む。

３　甲がリース期間中において、点検等の期間も含め、自動車を使用しない期間がある場合も、乙に対してリース料の変更はできない。

４　この契約締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

（自動車の使用・保管）

第４条　甲は、自動車を本来の用法および関係法令に従い、通常の業務のため善良な管理者の注意をもって管理する。

２　甲は、第８条のメンテナンスを受ける他、自ら自動車について常に安全で良好な使用状態を保つよう日常の点検、整備及び法令の始業点検を行う等自動車の維持管理を行う。

（自動車の保管）

第５条　甲は、自動車を乙へ通知した車庫において保管する。なお、甲は、この保管場所を変更するときは、速やかに乙の承諾を得るものとする。

２　甲は、乙又は乙の指定する者が、いつでも保管場所に立ち入って自動車の現状、保管状況を検査することを認める。

（禁止行為）

第６条　甲は、乙の書面による承諾を得ない限り、本契約に基づく賃借権を譲渡し又は自動車の転貸は行わない。

（費用負担）

第７条　乙は、自動車の公租公課、保険料、整備、修理費用等、別表に定める内容によりリース条件に含まれるものを負担し、その他の費用は、甲が負担する。

（自動車のメンテナンス）

第８条　乙は、別表に示す自動車の点検、整備、修理等、メンテナンスを行うほか、乙が必要と判断した場合は自動車のメンテナンスを行うことができるものとし、甲はこれに従う。

２　乙は、前項のメンテナンスの内容を明らかにした書面を提示するものとする。

３　メンテナンス等に要する一切の費用は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由によるメンテナンス等を行う必要が生じた場合は、甲乙協議により費用負担を決定する。

（保険契約）

第９条　乙は、別表内容に従い保険会社とリース期間中継続して自動車損害賠償責任保険契約(以下「自賠責」という。)および自動車保険契約を締結するものとする。

（事故処理）

第 10 条　甲は、自動車に事故が発生したときは、法令に定められた処置をとるとともに、乙に通知したうえで、乙の指示に従うものとする。

２　前項の事故により、第三者に損害が生じた場合、その賠償等の交渉を乙又は乙の指定するものに委任するものとし、乙又は乙の指定するものは、甲のために誠意を持ってこれを実行するものとする。

（自動車の返還）

第 11 条　甲は、本契約が終了した場合、乙の指定する期限、場所、方法により返還する。

２　甲が自動車を返還しない場合、乙は、自動車の所在場所から任意にこれを引き揚げることができるものとする。

（自動車の減却等）

第 12 条　自動車がリース期間満了前に所在不明、滅失又は修理不能の状態になった場合、本契約は終了するものとし、甲は、第 13 条に定める規定損害金（以下「規定損害金」という。）および終了月までの未払リース料を一括して乙へ支払う。ただし、乙が自動車につき保険金の給付を受けた場合、乙は、この保険金を限度として規定損害金等に任意に充当することができるものとする。

（規定損害金）

第 13 条　本契約の規定損害金は、別記の規定損害金基本額から逓減月額に経過月数を乗じた金額を控除した金額とする。なお、この経過月数は、リース開始からリース契約の終了、解除、解約を行った日までの期間とし、月数に端数日がある場合は、これを１ヶ月とみなす。また、本契約の締結後リース開始日以前の場合は、経過月数は０ヶ月とする。

（甲の解除権）

第 14 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することがでる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲は、賠償の責めを負わない。

（１）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

（２）乙が正当な理由なく、本契約を履行しないとき又は業務の完了の見込みがないと認められるとき。

（３）第 16 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合は、乙は、甲に対し、契約期間内におけるリース料の総額の 10 分の１に相当する金額を納付しなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第 15 条　本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について、減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除し、乙に損害が生じた場合は、乙はその損失の補償を甲に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、本契約金額の総額の範囲内で甲乙協議して定める。

（乙の解除権）

第 16 条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知、催告なしに本契約を解除することがでる。

（１）第６条の事由が生じた場合

（２）本契約に定めるいずれかの義務に違反した場合

（３）本契約に基づく金銭債務の支払を１度でも怠った場合

２　甲は、乙が前項により本契約を解除したときは、規定損害金および契約解除月までの未払リース料を乙へ支払う。

（支払遅延の場合）

第 17 条　乙又は乙の指定するものは、甲が本契約に基づく債務の履行を遅延した場合、自動車の返還を請求することができる。この場合、甲は、乙又は乙の指定するものに自動車を返還する。

（リースに関する遅延損害金）

第 18 条　甲は、本契約に基づく債務の履行を遅延した場合、遅延した日の翌日からこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した遅延損害金を乙へ支払う。

（合意管轄裁判所）

第 19 条　この契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 20 条　甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は政治活動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（５）役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と密接に交際するなど社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　甲又は乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

４　甲又は乙が、本契約に関連して、第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者が第１項及び第２項各号のいずれかに該当した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができる。

５　甲又は乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は、本契約を解除することができる。

６　第３項又は前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

７　第３項又は第５項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができない。

（その他）

第 21 条　本契約の条件、内容の変更又は疑義が生じた場合は、甲乙両者の協議の上これを決定する。

別　　表

１　納車場所　　福岡県国民健康保険団体連合会（立体駐車場）
福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47

２　リース対象車

車種	トヨタ　ノア
グレード	ハイブリッドＧ
型式	ZWR90W-APXGB
総排気量	1,797cc
乗車定員	７人
車体色	黒
台数	１台
納期	契約日から６ヶ月以内

３　車両装備品

・両側パワースライドドア
・純正フロアマット（フロント、２列目）
・純正サイドバイザー
・三角表示板
・スペアタイヤ（応急用タイヤ）
・テレビ（フルセグ）＋CD・DVD デッキ
・純正バックガイドモニター
・ドライブレコーダー（前後方）
・ETC 車載器（ビルトインタイプ、セットアップを含む。）
・その他メーカー標準装備品

４　リース内容

リース期間　　60 ヶ月
リース方式　　メンテナンスリース
車両代金（オプション装備仕様含む）
登録費用諸費用
自動車取得税
自動車税（期間中全額）
自動車重量税（期間中全額）
自動車損害賠償責任保険（期間中全額）
月間走行距離（500ｋｍ）
整備等に３日以上かかるときは代車を提供すること（事故の場合は除く）
車検・12 ヶ月法定点検・６ヶ月点検
エンジンオイル交換、その他油脂類交換
ラジアルタイヤ交換（必要数）
バッテリー交換（必要数）
パンク修理（必要数）

一般消耗品及び一般整備　　※整備工場については落札者と協議

５　任意保険

本会が別で加入している保険の補償内容（以下のとおり。）と同等レベルの保険に新規加入すること。

【補償内容】

運転者の条件	21 歳以上の本会職員のすべてを補償の対象とする。
アシスト	もらい事故、事故現場
車両保険	車両 340 万円　一般条件　免責 0 万－10 万 全損時諸費用
人身傷害	無制限
搭乗者傷害	1,000 万円　　日数払 入院 15,000 円　　通院 10,000 円
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限　　対物免責　0 万
その他補償・特約	弁護士費用等補償特約 対物超過修理費用補償特約 レンタカー費用補償特約　保険金　日額５千円

６　その他　　・本車両については令和４年型式新規登録車（新車）であること。
また、装備品等についても新品未使用であること。

（別　記）

（規定損害金）

第 13 条

規定損害金＝基本額－（逓減月額×経過月数）

基本額　　リース料総額＋残存価格－自動車税－メンテ料－自賠責
－道路関連サービス－任意保険－実質金利

逓減月額　（基本額－残存価格）÷リース回数